

埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム意見交換会

妊産婦や乳幼児の子育て期における 孤独、孤立対策について

～現場の助産師視点から～

助産師 星 擁子

2024.09.10



自己紹介

かなみ助産院 代表

NPO法人 Re Mind 理事

助産師・保健師・看護師

アドバンス助産師

受胎調節実施指導員

ピンクリボンアドバイザー

妊産婦や乳幼児期の子育てにおける孤独、孤立の現状と対策

妊産婦や乳幼児の子育て期における 孤独、孤立の原因

- 地域の交流の希薄化
- パートナーの育児参加不足
- 核家族化や祖父母の高齢によるサポート不足
- 子育て支援サービス情報の周知不足
- ひとり親家庭の増加
- 新型コロナウイルス感染拡大

対策

- 厚生労働省では、「地域子育て拠点事業」を展開（コミュニティの場の提供）
- 市町村・産婦人科では、「母親（両親）学級」の開催
- 妊娠中から産後にかけて、医療機関と地域保健機関（保健センターなど）との継続的支援
- 産後ケア事業

① 妊娠期から産後に起きた様々な問題事例

- 妊婦健診に一度も訪れず、飛び込みで出産にくる女性
- 妊娠したことを受け入れられず、何時間ものつらい陣痛に耐え出産したにも関わらず一度も赤ちゃんの顔を見ず、胸で抱くこともなく、「いない」という女性
- 腹痛で受診された高校生が、実はインターネットで知り合った男性との間にお子さんを授かり、相手の男性の名前も住んでいる場所もわからず、病院でそのことを実母に伝えた
- DVシェルターから出産にきた女性がSNSを自ら投稿してことで、場所を特定され、刃物をもって病院の玄関にパートナーが来てしまい、警察が介入
- 21トリソミー（ダウン症候群）の我が子を受け入れられず、出生届を出せない両親

産後ケア事業はなぜ始まったのか？

【背景】

核家族化などによって育児を行う環境が整っていない

産後うつなどを発症する人の増加など

つまり・・・

産後ケアは出産後慣れない育児の支援や心身のケアをするサポートのことで、退院直後の母子に対して心のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。

②産後ケア事業の概要

- 母子保健法の一部を改正する法律により、令和元年に「産後ケア事業が」母子保健法に位置付けられ、市町村の努力義務となった。
- 少子化社会対策大綱において、2024年（令和6年）度末までの全国展開を目指す。令和4年度時点で1462（約84%）の市町村で実施されている。

【課題】

産後ケア事業の委託先（病院・助産所）が地域によって偏在している。

→市町村の事業実施における課題として、61%の市町村が「委託先の確保」を挙げている。

産後ケア支援の内容と実施方法

対象者と内容

- 産後ケアを必要とする者
- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等、きめ細かい支援を実施する。

(利用期間は原則7日以内)

実施方法

①宿泊型

病院や助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施

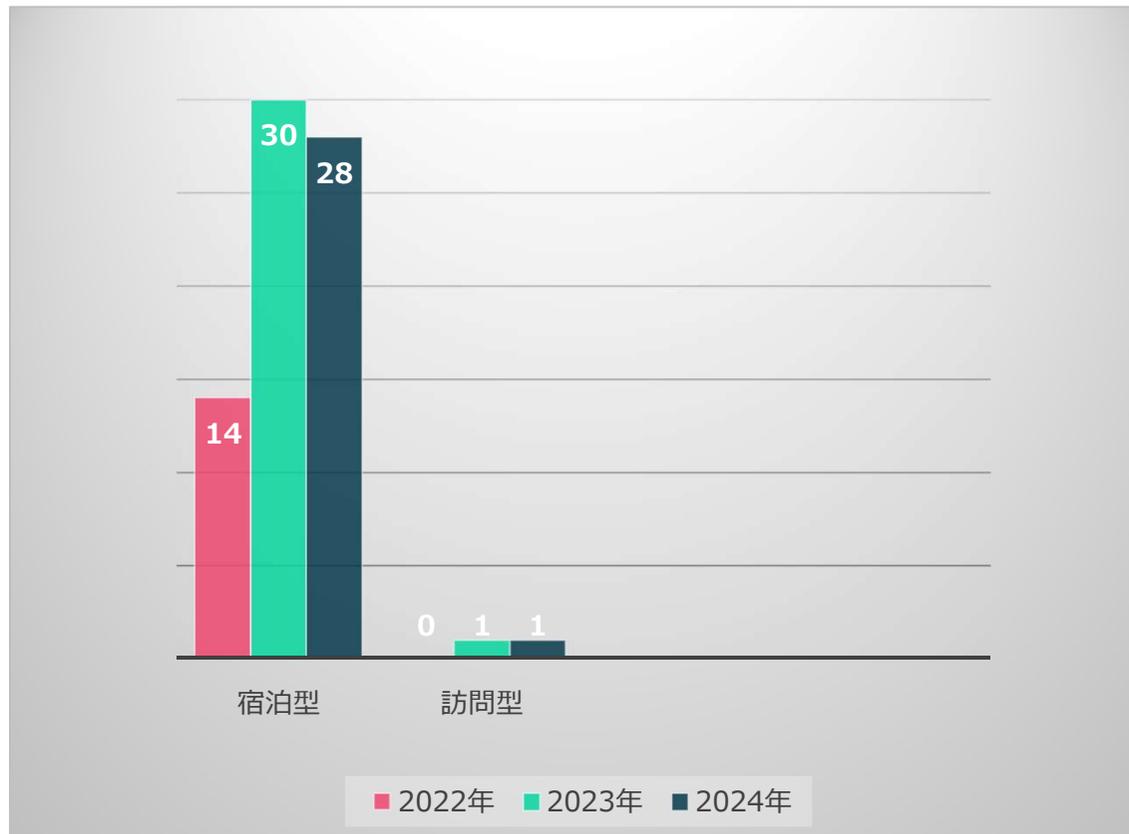
②デイサービス型

個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対して実施

③訪問型（アウトリーチ型）

実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

産後ケア支援の実際（2022年6月～2024年8月末現在）



利用者総数74件
双胎2件
リピート2件

勤務先の一例

まとめ

- 妊娠期からの関わりが産後の子育て期の支援にも繋がる、継続的支援の重要性
- 必要な情報が簡単に届くシステム作りや場の提供
- 妊産婦さんを孤独・孤立させないために社会全体の問題として考えていくことが、虐待防止や少子化対策に繋がる



ご清聴ありがとうございました